

関係例規集

- 1 福岡県行政不服審査会条例（平成 27 年福岡県条例第 48 号）・・・・・・・・・・ p. 1
- 2 福岡県行政不服審査会運営規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 3

○ 福岡県行政不服審査会条例

（趣旨）

第一条 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第四項の規定に基づき、福岡県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 審査会は、委員九人以内で組織する。

（委員）

第三条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（委員の身分保障）

第四条 委員は、審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

（委員の服務）

第五条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

（会長）

第六条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第七条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事

が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第五条第一項の規定は、専門委員について準用する。

(合議体)

第八条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者三人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(議事)

第九条 前条第一項の合議体はこれを構成する全ての委員の、前条第二項の合議体は過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 前条第一項の合議体の議事は、当該合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

3 前条第二項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員又は専門委員は、自己の利益に係る議事に参与することができない。

(補則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第十一条 第五条第一項（第七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○ 福岡県行政不服審査会運営規則

福岡県行政不服審査会条例（平成27年福岡県条例第48号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、福岡県行政不服審査会運営規則を次のように定める。

第1章 総則

（部会）

第1条 福岡県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に、条例第8条第1項の合議体として、2部会を置く。

- 2 各部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 各部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

（会議の招集等）

第2条 総会（委員の全員をもって構成する合議体をいう。以下同じ。）又は部会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、総会又は部会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日及び議案をその属する委員及び第9条第2項の規定による指名を受けた専門委員に通知しなければならない。
- 3 会長又は部会長は、総会又は部会の会議の議長となり、議事を整理する。

（除斥の手續）

第3条 審査請求に係る事件を調査審議する委員又は第9条第2項の規定により指名する専門委員は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

- (1) 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
 - (2) 審査請求人又は参加人
 - (3) 審査請求人又は参加人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
 - (4) 審査請求人又は参加人の代理人
 - (5) 前2号に掲げる者であった者
 - (6) 審査請求人又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 - (7) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する利害関係人（参加人は除く。）
- 2 部会長は、審査請求に係る事件を調査審議する委員又は第9条第2項の規定により指名された専門委員が前項各号のいずれかに該当すると思料する場合には、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。
 - 3 会長は、部会で調査審議する審査請求に係る事件につき当該部会に属する委員が第1項各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該審査請求に係る事件を他の部会に

取り扱わせ、又は当該委員に代えて他の委員を当該審査請求に係る事件の調査審議に参加させなければならない。

- 4 会長は、第9条第2項の規定により指名した専門委員が第1項各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該専門委員の指名を取り消さなければならない。

(除斥事由に準ずる事情等の申出)

第4条 審査請求に係る事件を調査審議する委員又は第9条第2項の規定により指名された専門委員は、自らについて、前条第1項各号に規定する場合に準ずる事情がある場合、審査請求人又は法第13条第1項に規定する利害関係人との間取引関係又は委任契約関係がある場合その他の審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料する場合には、部会長（総会において審査請求に係る事件を取り扱う場合は、会長）に対し、その旨を申し出なければならない。

- 2 前項の申出を受けた部会長は、特に必要がないと認める場合を除き、直ちに、会長に当該申出の内容を報告しなければならない。

- 3 会長は、第1項の申出又は前項の報告を受けた場合において、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれがあると認めるときは、当該申出又は報告に係る委員又は専門委員につき、前条第3項又は第4項に準じた措置をとらなければならない。

第2章 調査審議等の手続

第1節 諮問等

(諮問の方法)

第5条 法第43条第1項の規定による諮問（以下単に「諮問」という。）は、次の各号に掲げる事件の区分に応じ、当該各号に定める諮問書により行うものとする。

- (1) 処分についての審査請求に係る事件 様式第1号の諮問書
- (2) 不作為についての審査請求に係る事件 様式第1号の2の諮問書

(諮問書の添付資料)

第6条 諮問書には、法第43条第2項の規定により審理員意見書及び事件記録の写しを添付するとともに、次に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) 諮問説明書（裁決（法第46条第2項各号、第47条各号又は第49条第3項各号に規定する措置を含む。）についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面をいう。以下同じ。）
- (2) 審査請求人が総代若しくは代理人を選任している場合、参加人がいる場合又は参加人が代理人を選任している場合には、当該選任又は参加を示す書面

- 2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる審査請求に係る事件の区分に応じ、諮問書に、当該各号に定める資料を添付するものとする。ただし、当該資料が事件記録に含まれている場合は、この限りでない。

- (1) 処分（口頭でした処分及び事実上の行為を除く。）についての審査請求に係る事件

当該処分決定通知書

- (2) 法令に基づく申請に対する処分についての審査請求に係る事件 当該申請の申請書及び当該処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号。以下この項において「手続法」という。）第2条第8号ロ又は福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下この項において「手続条例」という。）第2条第9号ハに規定する審査基準（第4号において単に「審査基準」という。）
- (3) 手続法第2条第4号又は手続条例第2条第5号に規定する不利益処分についての審査請求に係る事件 手続法第2条第8号ハ又は手続条例第2条第9号ホに規定する処分基準
- (4) 不作為についての審査請求に係る事件 当該不作為に係る処分についての申請の申請書並びに当該処分に係る審査基準並びに手続法第6条及び手続条例第6条に規定する標準処理期間
(諮問の取下げ)

第7条 諮問に係る審査請求の取下げがあった場合における当該諮問の取下げは、様式第2号の書面により行うものとする。

- 2 諮問の後に、法第43条第1項第6号から第8号までに該当することとなった場合における当該諮問の取下げは、その旨及び理由を記載した様式第2号の2の書面によるものとする。

(事件の分配等)

第8条 各部会に対する審査請求に係る事件の分配については、審査会が別に定めるところによる。

- 2 会長は、審査会が別に定めるところにより、審査請求に係る事件を取り扱う部会を変更することができる。
- 3 部会長は、当該部会に係属している審査請求に係る事件について、当該部会の意見が過去に審査会のした答申に反することとなる場合その他総会で調査審議することが適当と思料する場合には、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。
- 4 会長は、部会に係属している審査請求に係る事件について、当該部会の意見が過去に審査会のした答申に反する場合その他総会で調査審議することが適当と認める場合には、各部会の部会長の意見を聴いて、当該審査請求に係る事件を総会に取り扱わせることができる。

第2節 調査審議

(専門委員の関与)

第9条 部会は、審査請求に係る事件の事実関係若しくは争点を明瞭にし、又は調査審議の円滑な進行を図るため必要と認めるときは、専門委員を調査審議に関与させることができる。

- 2 前項の規定により調査審議に関与させる専門委員は、当該審査請求に係る事件を取り

扱う部会の部会長の申出に基づき、条例第7条第2項の規定により任命された者の中から会長が指名する。

- 3 前項の指名は、いつでも取り消すことができる。
- 4 部会は、相当と認めるときは、第1項の規定に基づく専門委員の関与を取り消すことができる。

(主張書面等の提出期限の通知)

第10条 部会長は、部会における調査審議の効率的な遂行に資するため、部会の会議の開催に先立ち、主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）を提出すべき相当の期間を定めることができる。

- 2 部会は、必要があると認めるときは、部会の会議の後に、主張書面等を提出すべき相当の期間を定める。
- 3 前2項の規定により主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、部会長は、様式第3号又は第3号の2の書面により、法第81条第3項において準用する法第74条に規定する審査関係人（以下「審査関係人」という。）に通知しなければならない。

(部会の開催前の調査等)

第11条 部会長は、部会における調査審議の充実及び効率的な遂行のため、必要があると認めるときは、部会の会議の開催に先立ち、次に掲げる調査等を行うことができる。

- (1) 審査庁に対し、諮問説明書の補充若しくは資料の提出を求め、又は口頭での説明を求め、その説明を聴取すること。
 - (2) 審査関係人に対し、法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の申立てを行う意思の有無を確認すること。
- 2 前項第1号の諮問説明書の補充又は資料の提出の求めは様式第4号の書面により、同号の口頭での説明の求めは様式第5号の書面により行う。
 - 3 第1項第2号の確認は、様式第6号の書面により行う。
 - 4 部会長は、部会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ各委員及び第9条第2項の規定による指名を受けた専門委員に対し、諮問書の写し、審理員意見書及び諮問説明書の写し並びに前条第3項による通知及び第1項による調査等の結果その他必要な資料を配付しなければならない。

(主張書面等の提出の求め)

第12条 部会は、法第81条第3項において準用する法第74条の規定により審査関係人に対し主張書面等の提出を求める旨の決定をしたときは、様式第4号の書面により、当該審査関係人にその旨を通知する。

- 2 前項の通知を行う場合には、当該主張書面等に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての意見を、あらかじめ様式第4号の別紙の書面により聴

く。

(口頭での説明の求め)

- 第13条 部会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、口頭での説明を求め、その説明を聴取する。
- 2 前項の説明を求める場合には、様式第5号の書面により、当該審査関係人にその旨を通知する。
 - 3 第1項の説明の聴取は、必要があると認めるときは、審査会の所在地以外の地で行うことができる。
 - 4 第1項の説明に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、部会が必要があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 審査請求人及びその補佐人
 - (2) 参加人及びその補佐人
 - (3) 審査庁の職員

(参考人の陳述又は鑑定求め)

- 第14条 部会は、法第81条第3項において準用する法第74条の規定により、相当と認める者に事実若しくは意見の陳述を求め、又は鑑定を求める場合には、様式第7号又は第8号の書面により、当該相当と認める者にその旨を求める。
- 2 部会は、前項の求めに応じ鑑定を行った者(次項及び第17条において「鑑定人」という。)に対し、書面又は口頭により、その鑑定の結果の報告を求める。
 - 3 第1項の求めを受けて陳述を行った者(以下この項及び第17条において「参考人」という。)に対しては所定の旅費を、鑑定人に対しては所定の旅費及び鑑定料を、それぞれ支給する。ただし、当該参考人又は鑑定人が、様式第9号の放棄書を提出して、旅費又は鑑定料の受給を放棄した場合には、この限りでない。

(口頭意見陳述)

- 第15条 部会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、様式第6号の書面により、口頭意見陳述を行う意思の有無を確認する。
- 2 法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による口頭意見陳述の申立て(補佐人の同伴の許可に係る申立てを含む。次項において同じ。)は、様式第10号の口頭意見陳述申立書により行うものとする。
 - 3 部会は、口頭意見陳述の申立てがされた場合には、当該口頭意見陳述を行うか否か(補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。)を決定し、様式第11号又は第12号の書面により、当該申立てを行った審査関係人に通知する。
 - 4 口頭意見陳述は、必要があると認めるときは、審査会の所在地以外の地で行うことができる。
 - 5 口頭意見陳述に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、部会が必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 審査請求人及びその補佐人
- (2) 参加人及びその補佐人
- (3) 審査庁の職員
(調査結果の説明等)

第16条 部会長は、第11条第1項第1号、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項若しくは第2項又は法第81条第3項において準用する法第75条第1項の規定による調査審議の手續（以下この条及び次条において「調査」という。）を行ったときは、その後開催される最初の部会の会議において、その結果を報告しなければならない。ただし、部会の会議において行った調査については、この限りでない。

- 2 前項本文の規定は、法第81条第3項において準用する法第77条の規定により指名委員が調査を行った場合について準用する。

(調査結果の記録の作成)

第17条 部会又はその指名委員は、調査を審査関係人、鑑定人又は参考人からの口頭による説明又は意見の陳述を聴取する方法により行ったときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならない。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第18条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、様式第13号又は第14号の書面により審査関係人にその旨を通知する。

(総会における調査審議)

第19条 第9条から前条までの規定は、総会における調査審議について準用する。この場合において、これらの規定中「部会長」とあるのは「会長」と、「部会」とあるのは「総会」と、それぞれ読み替えるものとする。

(手續の承継等に係る通知)

第20条 審査庁は、諮問に係る審査請求に係る事件について法第15条の規定による手續の承継があったときは、速やかに、様式第15号の書面により、その旨を審査会に通知するものとする。

- 2 法第14条の規定により審査庁から審査請求に係る事件の引継ぎを受けた行政庁は、速やかに、様式第16号の書面により、その旨を審査会に通知するものとする。

(諮問後の総代又は代理人の選任等に係る通知)

第21条 審査庁は、諮問の後に、総代又は代理人が選任され、又は解任されたときは、速やかに、様式第17号又は第18号の書面により、その旨を審査会に通知するものとする。

第3節 答申

(答申方法)

第22条 答申は、諮問を受けた審査請求に係る事件の最終の調査審議を行った部会又は

総会が行う。

- 2 答申は、審査庁に対し、様式第 19 号の書面を添えて、答申書を交付することにより行う。
- 3 答申書には、審査会の結論、判断の理由並びに答申を行った部会又は総会の名称及び委員の氏名を記載する。
- 4 部会又は総会は、諮問事項の一部を分離することができる場合において、当該部分を分離して判断を示すことが調査審議手続の適正かつ効率的な運用に資するものと認めるときは、最終の答申をする前に、当該部分につき答申をすることができる。

(答申書の交付等)

第 23 条 答申書の交付は、手交又は郵送により行う。ただし、手交による場合においては、様式第 20 号の受領書と引換えに行う。

- 2 法第 8 1 条第 3 項において準用する法第 7 9 条の規定による審査請求人及び参加人への答申書の写しの送付は、様式第 21 号の書面を添えて、郵送により行う。ただし、様式第 20 号の受領書と引換えに答申書の写しを手交することを妨げない。

(答申書の更正)

第 24 条 部会又は総会は、答申書に誤記その他表現上の明白な誤りがある場合には、部長又は会長にその職権により当該答申書の更正を行わせる。

- 2 部長又は会長は、前項の更正をしたときは、様式第 22 号の書面を添えて、その内容を審査庁に通知しなければならない。
- 3 部長又は会長は、前項の通知をしたときは、様式第 23 号の書面を添えて、通知書面の写しを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

第 3 章 補則

(調査審議手続の非公開)

第 25 条 審査会の調査審議の手続は、公開しない。ただし、口頭意見陳述、第 13 条第 1 項（第 19 条において準用する場合を含む。）の規定による口頭での説明又は第 14 条第 1 項（第 19 条において準用する場合を含む。）の規定による参考人の陳述については、部会又は総会は、公開することを相当と認めるときは、当該手続を公開することができる。

(運営会議の公開)

第 26 条 運営会議（条例第 10 条の規定に基づき審査会の運営に関し必要な事項又は調査審議の手続に関し必要な事項を協議するための総会の会議をいう。以下同じ。）は、公開する。ただし、運営会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、総会の決定により、公開しないことができる。

(公開の手続)

第 27 条 第 25 条ただし書又は前条の規定による公開は、その傍聴を認めることにより行う。

- 2 前項の場合における必要な手続については、別に定める。

(開催記録の作成・公表)

第 28 条 部会又は総会の会議を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員及び専門委員の氏名、議事の項目その他必要な事項を記載した開催記録を作成する。

2 前項の開催記録は、インターネットを利用して公表する。

(答申の内容の公表)

第 29 条 部会又は総会が答申をしたときは、速やかに、その内容をインターネットを利用して公表する。

(裁決書の写しの提出の求め)

第 30 条 審査会は、審査庁が答申を受けて裁決を行った場合には、裁決書の写しを審査会に提出するよう求める。

2 前項の裁決書の写しの提出の求めは、第 22 条第 2 項の規定による答申書の交付に併せて、様式第 24 号の書面により行う。

(雑則)

第 31 条 この規則に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 5 月 26 日から施行する。

(様式略)